

教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項

<<必ずお読みください>>

○ 事実に即した申請

支給申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合には、教育訓練給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて返還額の2倍の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。なお、不正の行為があるにもかかわらず、教育訓練給付の支給申請に係る公共職業安定所の調査・質問に虚偽の陳述をした場合は納付命令の対象となることがあります。また、不正に係る受講開始日前の被保険者であった期間はなかったものとみなされるので、以後一定期間は他の教育訓練受講についても教育訓練給付金を受けることができなくなります。

○ 教育訓練経費の範囲

「教育訓練給付金支給申請書」⑦欄の教育訓練経費とは、申請者自らが教育訓練施設に対して支払った入学料及び受講料（最大1年分）の合計をいい、検定試験の受験料、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、教育訓練の補講費、教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、受講のための交通費、パソコン等の器材の費用、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額等については含まれません。

また、事業主等が申請者に対して教育訓練の受講に伴い手当等を支給する場合であっても、その手当等のうち明らかに入学料又は受講料以外に充てられる額を除き、教育訓練経費から差し引いて申請しなければなりません。

なお、上記の受験料、受講者に対して現金還付が予定されている費用、手当等の有無やその内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い確認させていただくことがあります。

○ 不正受給処分の対象となる具体例

こうした適正な教育訓練経費の範囲等から、次のような場合においては、雇用保険法第60条の3第1項の「偽りその他不正の行為により教育訓練給付金の支給を受け、又は受けようとした者」に該当し、不正受給処分の対象となりますので十分にご留意願います。

- ① 受講申込者が他者に当該講座を受講させ、受講申込者の名義で支給申請を行った場合は、実際に受講申込者が給付を受けたか否かにかかわらず、当該受講申込者の不正受給となります。
- ② 講座の修了試験について、教育訓練施設や販売代理店等から解答の提供を受けて受験した場合は、教育訓練修了証明書が交付されても、実質的に修了していないことから、教育訓練給付金の支給申請を行うことはできません。この点を承知した上で虚偽の教育訓練修了証明書により支給申請を行った場合には不正受給となります。

- ③ 教育訓練施設、販売代理店、事業所等から教育訓練経費の一定額が還付されることが予定されている場合（現金だけでなくパソコン等の無償提供等を含みます。）は、当該還付予定額を差し引いて教育訓練経費を申告するのではありません、不正受給となります。
- ④ パソコン等の器材を含めた教育訓練経費の申告は不正受給となります。

○ その他の注意事項

- ① 申請書の提出は、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができません。当該やむを得ない理由のために支給申請期限内に公共職業安定所に出頭することができない場合に限り、その理由を記載した証明書を添付のうえ、代理人又は郵送により提出することができます。

やむを得ない理由があると認められるか否かについては、事前に公共職業安定所までご相談ください。

代理人による提出の場合は、本人と代理人の間柄、代理人の所属、代理申請の理由を明記した「委任状」が必要となります。委任状の文例＝「私は、（代理申請の理由）のため下記の者を代理人に定めて、（本人住居所管轄安定所）に教育訓練給付金支給申請書及び確認書類を提出することを委任します。（本人住居所・氏名・印）記（代理人氏名）（代理人住所）（本人と代理人の間柄）（代理人の所属）」

また郵送による提出の場合、事故防止のため、支給申請書裏面2のハの書類については「住民票の写し」又は「印鑑証明書」（いずれもコピー不可）に限るとともに、できるだけ簡易書留を用いるようにしてください。

- ② 支給申請に係る教育訓練の受講修了により習得した職業能力の内容などの教育訓練の受講の成果や、その教育訓練の講座の具体的な内容などについて、公共職業安定所がお伺いすることがあります。

教育訓練受講証明書

受講者氏名	_____															
受講者住所	〒 _____															
受講中の教育訓練講座名	_____															
指定番号	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;">-</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;">-</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> </tr> </table>						-								-	
					-								-			
受講開始日	平成 年 月 日															
受講の曜日・時間	_____															

上記の記載事項に誤りのないことを証明します。

平成 年 月 日

[指定教育訓練実施者の名称]

[教育訓練施設の名称]

[所在地]

[電話番号]

[長の職名・氏名]

印

公共職業安定所長 殿

注 意

- 1 この証明書は、当教育訓練講座を受講中の者からの請求に基づいて教育訓練施設の長が発行するものであること。
- 2 当教育訓練講座を修了した者であって、教育訓練給付の支給を受けようとする者に対しては、別途、指定教育訓練実施者が教育訓練修了証明書を発行するものであること。

下記は記入しないでください。

受付年月日	平成 年 月 日	受付番号		認定日	—
-------	----------	------	--	-----	---

次長		課長		係長		係	
----	--	----	--	----	--	---	--

(様式例)

平成 年 月 日

返還金明細書

施設名	
指定講座番号	-----
教育訓練講座名	

<small>ふりがな</small> 受講者氏名	
受講者住所	〒

返還金額	-----	円
------	-------	---

返還(予定)日	年 月 日
---------	-------

返還の方法	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> その他 ()
返還の趣旨	

以上のとおり、表記の受講者に対して、教育訓練経費の一部又は全部を返還しました(返還します)。

公共職業安定所長 殿

指定教育訓練実施者名
教育訓練施設名(販売代理店名)
所在地
電話番号
指定教育訓練実施者の代表者の氏名

印

教育訓練給付制度関係書類請求書

請求日 平成 年 月 日

	教育訓練給付金 支給申請書用紙	教育訓練給付金支給 申請書記載に当たっ ての注意事項用紙	教育訓練修了 証明書用紙	教育訓練給付の 支給申請手続に ついて(リフレット)	教育訓練給付金 支給要件照会票 用紙
①前回配付時点 残枚数	枚	枚	枚	/	/
②前回配付枚数	枚	枚	枚		
③前回配付以降 使用枚数	枚	枚	枚		
④前回配付以降 棄損枚数	枚	枚	枚		
⑤残枚数 (①+②-③-④)	枚	枚	枚	約 枚	約 枚
⑥使用見込枚数 (1年分)	枚	枚	枚	枚	枚
⑦請求枚数	枚	枚	枚	枚	枚

上記のとおり教育訓練給付制度関係書類を請求します。

公共職業安定所長 殿

教育訓練施設の名称
所在地
電話番号
長の職名・氏名

印

安定所 確認欄	配付日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	配付枚数	枚	枚	枚	枚	枚